

駒形げんき♡お助け隊事業実施要綱

(目的)

第1条 駒形げんき♡お助け隊事業は、駒形地区の誰もが、住み慣れた家や地域で安心して暮らし続けることができるよう、掃除や買い物などの日常生活での「ちょっとした困りごと」について、必要なサポートを気兼ねなく受けられるようにするために、「ちょっとした手助け」（少額の謝礼による生活支援ボランティア活動。以下「サポート」という。）を地区の人々相互の支え合いの思いを基本とした活動として進めることを目的とします。

(事業の運営及び協力)

第2条 この事業は、こまがた元気会との連携のもとに駒形地区生活支援支え合い会議（げんきネットこまがた）（以下「支え合い会議」という。）が、喜多方市及び喜多方市社会福祉協議会の助言の下に運営します。

2 この事業に関する事務局は、こまがた元気会及び支え合い会議の事務局が共同して担います。

(サポートの内容)

第3条 この事業による、日常生活において困りごとのある方へのサポートは、次の各号の場合を除き、サポートする方が容易に、あるいは特技を生かして取り組めるものとし、その内容は、別表1「基本的サポートメニュー」及び別表2「付加的サポートメニュー」の例示によることとします。例示にないものについては事務局と相談していただくこととします。

- (1) 専門の資格を必要とするサポート
- (2) 危険の伴うことが想定されるサポート
- (3) その他、生活支援支え合い会議代表（以下「代表」という。）が適切でないと判断したサポート

2 介護保険法、その他公的サービス等が利用可能なときは、そのサービスを優先することとします。ただし、緊急を要する場合等は事務局に相談していただくこととします。

3 前項の場合、その他専門の機関や業者等による対応が適切と認められるときは、事務局はそれらの支援を受けることを助言することとします。

4 この事業は、家族や近隣の方々等による有償・無償のサポート活動を妨げるものではないこととします。

(サポートを受ける方及び名簿登録)

第4条 この事業のサポートを受けられる方（以下「お頼み会員」という。）は、駒形

地区に居住する主として高齢の方などで、日常生活を営む上での困りごとがあり、その困りごとに対して適時に家庭や地域において他に支援を受けることが困難な方とします。

- 2 お頼み会員になろうとする方は、お頼み会員登録申込書（様式第1号）により、代表に申し込むこととします。
- 3 代表は、前項の申し込みがあった場合は、速やかに第1項の資格の適否を決定するとともに、適当と認めた方をお頼み会員名簿（様式第2号）に登載します。

（サポートを行う方及び名簿登録）

第5条 この事業のサポートを行う方（以下「お助け隊員」という。）は、この事業に理解と熱意を持つ駒形地区に居住する20歳以上の方で、本要綱第14条に規定する研修を受講いただくこととします。

- 2 お助け隊員になろうとする方は、お助け隊員登録申込書（様式第3号）により、代表に申し込むこととします。
- 3 代表は、前項の申し込みがあった場合は、速やかに第1項の資格の適否を決定するとともに、適当と認めた方をお助け隊員名簿（様式第4号）に登載します。
- 4 お助け隊員には隊員証を交付することとします。
- 5 お助け隊員は、年度毎に資格の更新を行うこととします。

（サポートの申し込み）

第6条 サポートを受けようとするお頼み会員及びその家族は、電話等の方法で事務局に申し込むこととします。

- 2 前項に規定する申し込み期限は、原則としてサポートを必要とする日の5日前までとします。なお、緊急を要する場合等は事務局に相談いただくこととします。

（サポート提供の決定）

第7条 代表は、前条の規定によりサポートの申し込みを受けたときは、事務局による申込受付簿（様式第5号）の作成、必要に応じて申込者宅の訪問等を行わせ、必要なサポート内容を確認することとします。

- 2 代表は、前項の確認に基づき、対応できるお助け隊員の調整を行った上で、サポート提供の可否を決定しお頼み会員に連絡することとします。
- 3 代表は、前項の決定により、サポートの提供が必要と認めたときは、お助け隊員に依頼書及び活動報告書（様式第6号）を交付して依頼することとします。

（サポートの提供日時）

第8条 サポートの提供は、原則として月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時までとします。なお、緊急を要する場合等については事務局に相談いただくこ

とし、対応可能な場合は、必要最小限の範囲で上記日時外でのサポートもできることとします。

2 サポートの提供は、原則として1回2時間までとし1日1回を限度とします。ただし、付加的サポートメニューについては別表2の3によります。

(サポートの利用に係る負担及び利用料)

第9条 サポートを受けたお頼み会員は、別表3に定める費用を負担します。

2 お頼み会員は、別表3に定める利用券「お助けチケット」をサポートの利用前に支え合い会議から購入し、サポートの提供を受けたときに、サポートの費用負担の利用料相当分の利用券をお助け隊員に渡すことをもってサポートの完了とします。

3 お頼み会員の購入した利用券は、紛失その他どのような理由があっても返金することはできないこととします。

4 お頼み会員は、購入した利用券を第三者に転売又は譲渡できないこととします。

(サポート提供の終了と活動費の支給)

第10条 お助け隊員は、依頼を受けたサポートを終了したときは、速やかに電話等により事務局に連絡するとともに、別表4に定めるところにより活動報告書等を提出し、活動費の支給を受けることとします。

(サポート活動の取消)

第11条 サポートの提供の決定を受けたお頼み会員は、そのサポートの取消をしようする場合は、本人又は家族より、口頭又は書面により速やかに代表に申し出ることとします。

2 代表は、サポートの提供を受けているお頼み会員が次の各号の一に該当するときは、サポートの提供を取り消すことができることとします。

(1) 偽り又は不正の手段によりサポートの提供を受けていることが判明したとき

(2) その他、サポートの提供が不適切と認められるとき

(資格の喪失)

第12条 お頼み会員及びお助け隊員は、脱退の申し出のほか、次の各号に該当したときは本事業におけるそれぞれの資格を喪失することとします。

(1) 死亡したとき

(2) 駒形地区外に転出したとき（なお、お助け隊員が転出後もサポート活動を継続することを希望し、代表が適当と認めたときは、お助け隊員として継続できることとします。）

(3) その他、本事業への加入を継続することについて、代表がふさわしくないと認めたとき

2 お助け隊員が資格を喪失したときは、直ちに代表に隊員証を返還することとします。

(お助け隊員の責務)

第13条 お助け隊員は、次の各号に掲げる事項を遵守することとします。

- (1) この事業に従事して知り得たお頼み会員の個人情報を第三者に漏らしてならないこと。また、脱退後も同様とすること
- (2) サポート活動を実施中に、お頼み会員に異常を認めるときは、直ちに事務局に報告するとともに適切な措置を講じること
- (3) サポート活動実施中は、原則として会員証を携帯し、見えるところにつけておくこと
- (4) 物品の斡旋・販売・勧誘、宗教活動、政治活動、金銭の貸し借り等、この事業の支障となるような行為を行わないこと
- (5) 脱退を申し出たときは、脱退届を代表に提出すること

2 お助け隊員が前項第1号及び第4号に違反したとき、またはお助け隊員として不適切な行為があったときは、前条第1項第3号の規定に該当するものとし、脱退の措置を取ることとします。

(研修)

第14条 代表は、お助け隊員の資質向上と技術の習得を図るため、研修の機会を提供することとします。

(事故への対応)

第15条 お助け隊員は、活動中に事故が生じたときは、速やかに代表に報告するとともに適切な処置を行うこととします。

2 支え合い会議は、お助け隊員の活動中の事故やケガに対応するための保険に加入することとします。

(その他)

第16条 本要綱の定めるもののほか、必要な事項は別に定めることとします。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

(様式の添付は省略)

別表1 (基本的サポートメニュー)

サポート活動の内容	摘 要
<p>1 主として居宅内の活動</p> <p>(1) 屋内の掃除、片付け、家具の移動 (2) 洗濯、洗濯物干し・取込み (3) 布団干し (4) 食事の準備・片付け (5) ボタン付け・裾上げ等衣服の繕い (6) 電球の取替え、電気器具の操作 (7) パソコン・携帯電話等電子機器の操作 (8) 通所サービスに行く用意 (9) 灯油入れ (10) 話し相手</p>	<p>○お頼み会員不在時の活動は除きます。(以下共通) ○サポートを行う上で新たに購入等の必要な材料・物品等については、お頼み会員が用意(費用負担)することとします。(以下共通) ○この欄の記載事項以外の留意事項等については別に示します。</p> <p>(4) 食材費はお頼み会員負担。食事介助は除きます。 (6) 現地で確認し、専門業者等に依頼する必要がある場合、その連絡を行うことは活動に含まれます。 (7)(6)に同じ。</p>
<p>2 主として居宅周り(敷地内)の活動</p> <p>(1) 庭の草むしり (2) 庭木の手入れ</p>	<p>(1) 日常生活に支障を来す範囲内とします。 草刈機使用は除きます。 除草剤使用はお頼み会員の指示に従います。除草剤はお頼み会員が用意(費用負担)することとします。 (2) のこぎり、剪定ばさみ等での低木の枝切り程度。伐採範囲はお頼み会員の指示に従います。</p>

<p>(3) 庭の掃除、ゴミ等の片づけ</p> <p>3 外出（敷地外への移動）の伴う活動</p> <p>(1) 近隣の集積所へのゴミ出し</p> <p>(2) 近隣の精米機での精米</p> <p>(3) 散歩の付き添い</p> <p>(4) 犬の散歩の世話</p> <p>(5) 買い物、役所や銀行等の用事への付き添い</p> <p>(6) 買い物の代行</p>	<p>(4) 良くしつけられた犬に限ります。</p> <p>(5) お頼み会員を同乗させての自家用車の運転は除きます。 交通手段に係る費用は別表3によります。</p> <p>(6) 買物品目の確認、預り金の精算等を確実にすることとします。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

注) 除雪については、別の事業（喜多方市高齢者世帯等除雪支援事業の活用）により支援を行います。

別表2（付加的サポートメニュー）

サポート活動の内容	摘 要
<p>(1) 碁・将棋等の趣味の相手</p>	<p>(1) 3時間が限度 料金は別表3による。</p>

別表3

サポート活動の費用負担に関する基準

1 基本的サポートメニュー（別表1）に係る利用料金

お頼み会員がお助け隊員に支払う利用料金	
基本料金	サポート提供時間30分あたり300円
	ただし、短時間の軽易な作業（電球の取替え等）については、 10分あたり100円の支払いもできます。

注1) お頼み会員によるお助け隊員への支払いは、事前に購入した利用券「お助けチケット」によることとし、サポート終了時に利用金額相当分を渡します。

お助けチケット 1片100円（1冊10片1,000円）

注2) お助け隊員によるお頼み会員宅への往復は、地区内での移動を基本することから、上記金額以外の費用負担は発生しないこととします。

注3) サポート提供時間は、お助け隊員のお頼み会員宅への往復に要する時間は除き、依頼のあったサポートの実施時間とします。

注4) 買い物同行や買い物代行等での、お頼み会員宅から店舗等の用務先への往復に要する時間はサポート提供時間に含まれます。

注5) 買い物同行や買い物代行等において公共交通機関・タクシーを利用した場合は、その実費はお頼み会員が負担します。

注6) お助け隊員を複数派遣した場合の利用料金額は、上記1名分の金額に派遣人数を乗じた額とします。

注7) 取消利用料（キャンセルの場合）は、前日までの取消は無料とし、当日及び連絡がなく取り消した場合は1時間分の費用（600円）を支払うこととします。

2 付加的サポートメニュー（別表2）に係る利用料金

お頼み会員がお助け隊員に支払う利用料金	
○碁・将棋等の趣味の相手	1時間 100円（3時間が限度）

注) 上記1の注は、注4・5)を除き適用します。

別表 4

サポート提供に係る活動費支給の取扱い

サポートを提供したお助け隊員は、お頼み会員から別表 3 の定める利用料金に応じた「お助けチケット」を受け取り、次により、支え合い会議からチケット相当分の現金を受け取ることとします。

- (1) 依頼書及び活動報告書（様式第 6 号）に必要事項を記入し、受け取ったチケットとともに 1 か月分取りまとめて、翌月の 5 日までに支え合い会議（事務局）に提出します。
なお、1 日から 5 日までが休日となる場合については、提出期限をその月の 10 日までとします。
- (2) 支え合い会議（事務局）は、(1) の書類を受け取ったときは、内容を確認の上、チケット相当分の現金を支給することとします。